

小曾木地区防災計画



令和4年4月

小曾木地区自主防災組織連絡会

計 画 の 構 成

- 第 1 部 総則
- 第 2 部 災害予防計画
- 第 3 部 震災応急対策計画
- 第 4 部 風水害等応急対策計画

第1部 総則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定、青梅市地域防災計画にもとづき、小曾木地区自主防災組織連絡会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

(2) 計画の構成

この計画は、次の4部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

(3) 計画の前提

この計画は、平成23年3月に発生した「東日本大震災」（東北地方太平洋沖地震）および平成28年4月に発生した「熊本地震」ならびに近年発生した土砂災害などの教訓を反映するものとする。

(4) 計画の周知および修正

この計画は、毎年、自主防災組織連絡会総会時に出席者全員へ配布し周知するとともに、検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
小曾木市民センター	<ul style="list-style-type: none">・青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。・避難行動要支援者支援に関すること。・<u>高齢者や障害者の安否確認に関すること。</u>
小曾木地区自主防災組織連絡会	<ul style="list-style-type: none">・小曾木地区自主防災組織連絡会の運営に関すること。・被害に関する情報の収集、伝達に関すること。・各自治会との情報連絡に関すること。・避難行動要支援者支援に関すること。
自治会第6支会	<ul style="list-style-type: none">・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関すること。・各自治会との連絡調整に関すること。・避難所の開設および運営に関すること。

機 関 名	業 務 の 大 綱
消防団第6分団	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の防御に関すること。 ・人命の救助および救護に関すること。 ・避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。 ・その他消防および水防に関すること。
まとい会小曾木支部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。 ・消防団員の活動に対する支援に関すること。
小曾木・黒沢駐在所	<ul style="list-style-type: none"> ・被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 ・被災者の避難・誘導に関すること。 ・交通の規制に関すること。 ・公共の安全と秩序の維持に関すること。
交通安全協会第6支部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の誘導の補助に関すること。 ・住民の避難・誘導に関すること。
西東京農協小曾木支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害における応急対策の協力に関すること。
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・高齢者や障害者の安否確認に関すること。
女性防火防災の会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営に関すること。 ・避難民に対する炊き出しに関すること。
市立第七小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の避難・誘導および安全教育に関すること。 ・避難所の開設・運営に関すること。
市立第六中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の避難・誘導および安全教育に関すること。 ・避難所の開設・運営に関すること。
防 災 士	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動の企画・指導に関すること。
指定動員職員	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市災害対策本部会議等の指示による活動に関すること。 ・避難所の開設・運営に関すること。

3 小曾木地区の概要

小曾木地区は、青梅市の北部に位置し、面積は14.97km²で山林が多く、自然災害では土砂災害の発生が危惧されている。小曾木地区には、およそ5千年前の縄文中期にすでに人が生活を営んでいたといわれている。

地域の中央を黒沢川が流れ、小布市川などの支流があり富岡1丁目で成木川と合流している。また、市内で標高が一番低いのは富岡1丁目地内である。

令和4年4月1日現在の人口は3,246人、世帯数は1,803世帯で、特別養護老人ホームが数多く存在している。

第2部 災害予防計画

1 災害に強い小曾木地区づくり

(1) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

(ア) 住宅の耐震化の状況

平成26年現在、市内の住宅総数は42,213棟であり、このうち耐震性を有する住宅は33,058棟で、耐震化率は78.3パーセントとなっています。

戸建住宅は40,485棟であり、このうち耐震性を有する住宅は31,396棟で、耐震化率は77.5パーセントとなっています。

共同住宅は1,728棟であり、このうち耐震性を有する住宅は1,662棟で、耐震化率は96.2パーセントとなっています。

小曾木地区内の耐震性を有していない建物の所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図るよう促す。

(イ) 公共施設の耐震化の状況

施設名	構造	延べ面積	耐震性の有無
小曾木市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	617㎡	耐震性あり
小曾木市民センター体育館	鉄骨造一部2階建	649	耐震補強工事済
市立第七小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	4,139	耐震補強工事済
市立第七小学校屋内運動場	鉄骨造一部2階建	1,135	耐震性あり
市立第六中学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	4,640	耐震補強工事済
市立第六中学校屋内運動場	鉄骨造一部2階建	900	耐震補強工事済

イ 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下防止対策を推進し、負傷者を減少させ負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

ウ 防災訓練の参加

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すととともに内容の充実を図る。

(2) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成31年3月末日現在、単位：箇所数)

町 丁 名	急 傾 斜 地		土 石 流	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
富岡1丁目	10	10	5	5
富岡2丁目	7	7	—	—
富岡3丁目	4	4	3	3
小曾木1丁目	19	18	11	10
小曾木2丁目	27	26	14	12
小曾木3丁目	36	36	27	26
小曾木4丁目	16	16	5	5
小曾木5丁目	11	10	4	2
黒沢1丁目	28	25	10	10
黒沢2丁目	24	24	14	11
黒沢3丁目	32	32	23	23
計	214	208	116	107

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な事項について事前に定めておく。

ウ 浸水対策の推進

平成20年度に東京都が作成した「霞川浸水予想区域図」によると黒沢川関係は、富岡1丁目・小曾木3丁目地内では集中豪雨等により浸水が予測される場所がある。

このため、浸水が予測される場所については、事前に対応を定めておく必要がある。

2 避難行動要支援者支援制度の推進

青梅市では、平成23年の東日本大震災を踏まえて改正された災害対策基本法にもとづき、平成27年度から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を進めるため、関係要綱等の整備を行うとともに、平常時から名簿の提供にむけて準備を進めている。

このため、今後、当連絡会ではこの支援制度の理解と名簿情報の受領、保管、活用および管理について検討を行っていく。

3 災害対策用物資の備蓄

小曾木市民センター防災倉庫備蓄状況

(令和3年11月更新)

品名	数量	品名	数量
土のう袋	2,000袋	ビスケット類	2,300食
解 縄 (わら縄)	1,000m	アルファ米 白米1,800食 五目ご飯1,000食	2,800食
ロープ	1,000m	毛 布	210枚
パイル	300本	炊き出し窯	3台
鉄 線	500kg	防災シート(テント横 幕)	10枚
スコップ	9丁	プライバシーテント	1張
つるはし	10丁	便 袋	5,500枚
掛 矢	4丁	ポリタンク(20ℓ)	17個
ジョレン	6丁	折り畳み式ポリタン ク	30個
カッター	5丁	発電機	1機
竹 み	10丁	水槽(1t)	1基
竹ほうき	31本	段ボールベッド	10台

4 感染症対策用物資の備蓄

小曾木市民センター防災倉庫備蓄状況

(1) 災害時感染症対策ボックス

品名	数量	品名	数量
使い捨て雨合羽	30枚	トンゲ	1本
アルコールハンドジェル	8本	非接触型温度計 ※電池4本付属	2個
ペーパータオル (200枚入り)	3パック	マスク (大) (50枚入り)	1箱
スプレーボトル (空)	2本	マスク (小) (50枚入り)	1箱
雑巾 (10枚入り)	10パック	フェイスシールド	20枚
使い捨てゴム手袋 (左右兼用)	200枚	透明ポリ袋 (90ℓ)	10枚

(2) マスク

大：1,450枚 (29箱)、小：250枚 (5箱) を箱詰めして配備

(3) ペーパータオル

7,000枚 (35パック) を箱詰めして配備

(4) アルコール除菌液 (18L/缶) 1缶

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 小曾木地区自主防災組織連絡会本部

ア 本部の設置

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」発せられた場合には、小曾木市民センター内に「小曾木地区自主防災組織連絡会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

地震に関する本部の設置については原則として連絡を待つことなく自主的に市民センターに参集する。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会第6支会正副支会長、消防団第6分団正副分団長、まとい会支部長、交通安全協会第6支部長、民生児童委員代表者、防災士、指定動員職員、小曾木市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員

ウ 本部の活動

本部は、小曾木地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合には、各自治会館内に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、小曾木地区自主防災組織連絡会本部（小曾木市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第6支部指導員、その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、小曾木地区自主防災組織連絡会本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、小曾木地区自主防災組織連絡会本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

小曾木地区自主防災組織連絡会は、有線電話、携帯電話、小曾木地区自主防災用無線、青梅市防災行政無線（デジタル移動）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難所等の開設場所

震災時の避難所および避難場所は、青梅市地域防災計画で定められているが、小曾木地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	電 話 番 号	備 考
富岡3丁目運動広場	富岡3-1168	—	避難場所
小曾木2丁目運動広場	小曾木2-633	—	避難場所
小曾木市民センター	小曾木3-1656-1	74-5332	避難場所
市立第七小学校	小曾木3-1880-1	74-5304	避難所
市立第六中学校	小曾木4-2040	74-5344	避難所
黒沢中央運動広場	黒沢2-991-1	—	避難場所

※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など32か所が指定されている。

※ 避難場所とは、地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所をいう。

(2) 避難所の運営

避難所の管理・運営についてのルールを平常時から決めておくことが大切です。そのため避難所となる学校の代表者、自治会代表者、民生・児童委員および市職員等で構成される「避難所運営協議会」を設置する。

また、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

※ 「避難所運営協議会」とは

災害発生直後の中では避難所は大変な混乱が予想されます。このため避難所の管理・運営についてのルールを平常時から決めておく必要があります。そのために避難所となる学校の代表者、自治会の代表者、PTA、市職員などで構成されたものが「避難所運営協議会」で、避難所のルールを決めるための会議や避難所の開設・運営訓練などを定期的に行う必要があります。

※ 運営協議会の構成メンバー

- ・ 小曾木地区自主防災組織連絡会メンバー
- ・ P T A 役員
- ・ ボランティアの代表者
- ・ 市の職員

3 感染症対策

新型コロナウイルス感染症拡大により、(自主)避難場所・避難所においても感染症の感染予防を踏まえた対応を取り入れるため、感染症流行時期は、次の対応をとるよう留意する。

(1) 避難所等の開設場所

感染予防のための間隔(ソーシャルディスタンス)をとる必要があるため、避難者一人当たりのスペースが増えることから、発災時に次の対応を検討し、避難施設内が過密になることを避ける。

ア 可能な限り多くの(自主)避難場所・避難所を開設する

イ 避難施設の更なる活用

施設管理者協力のもと、避難施設の使用範囲の拡大を図る。

ウ 安全な場所での車中避難を推奨する。

車中避難場所としては、公共施設や災害協定締結先等の駐車場の開放を検討する。

(2) 避難所等の運営

有症者と無症者エリアのゾーニング（区分け）と避難者のトリアージやマスクの着用と手指の手洗い消毒等による感染症予防の徹底を基本とし、避難所等において次の感染症対策を行う。

ア 避難者の健康状態の確認

避難者の受付時に健康状態を確認し、有症者（疑いがある場合も含む）については、無症者と別室へ案内し隔離する。

イ 有症者用スペースの確保

有症者用スペースを確保し、有症者の滞在範囲をゾーニングする。

ウ 感染症対策の周知

避難者、避難所運営者ともに、頻繁に手洗いすることと、咳エチケット等の基本的な感染症対策の周知を徹底する。

第4部 風水害等応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 小曾木地区自主防災組織連絡会本部

ア 本部の設置

次の場合に、小曾木市民センター内に「小曾木地区自主防災組織連絡会本部」を設置する。

- (ア) 台風が接近して小曾木地区において大きな被害が発生することが予想される場合
- (イ) 青梅市に「大雨警報」、更に「土砂災害警戒情報」が発表され、小曾木地区に高齢者等避難情報が発令された場合
- (ウ) 青梅市に「大雨特別警報」(数十年に一度)が発表された場合
- (エ) 黒沢川が「はん濫危険水位」に達した場合
- (オ) 小曾木市民センターの雨量計で最大1時間降水量が70ミリを超えた場合、または24時間降水量が300ミリを超えた場合
- (カ) その他、小曾木地区自主防災組織連絡会会長が必要と判断した場合

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

自治会第6支会正副支会長、消防団第6分団正副分団長、まとい会支部長、交通安全協会第6支部長、民生児童委員代表者、防災士、指定動員職員、小曾木市民センター職員

ウ 本部の活動

本部は、小曾木地区内の被害状況の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

青梅市災害対策本部(市役所)との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部設置の連絡

本部の設置は、小曾木地区自主防災組織連絡会会長の判断によるが、本部構成員への連絡は市民センターで行う。

オ 本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は自治会館等に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、小曾木地区自主防災組織連絡会本部（小曾木市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第6支部指導員、その他必要な者をもって組織する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、小曾木地区自主防災組織連絡会本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部へ要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合

本部を廃止した場合には、小曾木地区自主防災組織連絡会本部へその旨を連絡する。

(3) 情報連絡体制

小曾木地区自主防災組織連絡会は、有線電話、携帯電話、小曾木地区自主防災用無線、青梅市防災行政無線（デジタル移動）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難情報

市長は、災害による被害が発生することが予想される場合、防災無線、防災メール、ホームページ等により、対象区域に「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発令する。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

避難指示の発令が予想される場合に、避難のための準備を住民に呼びかけるとともに、要支援者の家族や近隣の支援者の支援により避難行動要支援者等の避難を促すために発令される。

イ 【警戒レベル4】避難指示

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高くなったとき、住民に避難を促すために発令される。

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保

災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令される。

(2) 自治会本部の避難活動

発令された避難情報により支部は以下のような避難に関する活動を行うが、「自らの命は自らが守る」ことが原則であるから、状況に応じて避難情報の発令を待たずに早めに自主避難を呼びかけることも重要である。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

自治会本部は、住民および要支援者の家族や近隣の支援者に「高齢者等避難」が発令されたことを伝えるとともに、避難行動要支援者等の避難を援助する。

イ 【警戒レベル4】避難指示

自治会本部は、「避難指示」が発令されたことを住民に伝え、避難を呼びかけるとともに住民の安否確認を行う。異常な現象の発生や被害状況の情報を収集して、必要に応じて住民や小曾木地区自主防災組織連絡会本部、駐在、消防団に連絡する。

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保

自治会本部は、「災害発生情報」が発令されたことを住民に伝え、ただちに命を守るための最善の行動を取るよう呼びかける。具体的には、屋内のより安全な部屋（2階・山の反対側の部屋）へ移動するなど。

(3) 避難の種類

ア 小曾木地区以外の安全な場所への避難（知人や親戚等）

イ 避難所（避難場所）への避難、

土砂災害特別警戒区域などハザードマップの赤色で示した場所以外への避難

ウ 建物内の安全な場所（2階等）への避難（時間がなく屋外への避難が困難な場合）

※ 黒沢地区については、平成29年に特に危険な区域の住民、高齢者および自動車等がなく遠方への避難困難者を優先に、特定の自治会館を避難場所とする地域の基準を定めた。

(4) 避難所（避難場所）の開設場所

ア 市長の高齢者等避難情報の発令等により、自主避難者受入れのために、「自主避難者受入所」を市民センターに開設する。

イ 市長の避難指示の発令等により、第七小学校および第六中学校を避難所として開設する。

ウ 地区内の主な避難場所

(ア) 自地区の自治会館および施設へ避難する。（※ただし、小曾木地区の自治会館等の大半は、立地条件等において風水害の避難場所として必ずしも安全とは言えないため、自宅よりは安全と判断される場合に避難する。）

自治会館の土砂災害等指定状況 ※ Kは急傾斜地の崩壊、Dは土石流の指定状況

自治会館名	所 在	電話番号	収容人員	構 造	土砂災害指定
富岡1丁目	富岡1-92	電話なし	48	木造モルタル	K なし D 警戒区域
富岡2丁目	富岡2-726-3	74-6045	30	木 造	K・D指定なし
小曾木1丁目	小曾木1-3395	電話なし	33	木造モルタル	K 一部警戒 D なし
小曾木2丁目	小曾木2-715-7	74-5874	30	木造モルタル	K 警戒区域 D なし
小曾木3丁目	小曾木3-1615	74-5103	40	木 造	K 一部特別 D 警戒区域
小曾木4丁目	小曾木4-2781	電話なし	33	木 造	K・D指定なし

小會木5丁目	小會木5-3067	電話なし	25	木造	K 一部警戒 D なし
黒沢1丁目第1	黒沢1-122	電話なし	24	鉄筋コンクリート	K 一部特別 D 警戒区域
黒沢1丁目第2	黒沢1-552	電話なし	30	木造	K なし D 警戒区域
黒沢2丁目第1	黒沢2-778	電話なし	30	木造	K なし D 警戒区域
黒沢2丁目第2	黒沢2-1194	電話なし	50	鉄骨	K 一部特別 D 警戒区域
黒沢3丁目第1	黒沢3-1413-1	電話なし	33	木造モルタル	K 警戒区域 D 一部警戒
黒沢3丁目第2	黒沢3-1717	電話なし	35	木造モルタル	K 一部特別 D 一部警戒

(イ) 隣接する地区の自治会館等へ避難する地区（自地区の自治会館が危険なため）

【富岡地区】	
富岡の全地区	博仁会と自治会との間で、災害時の「災害活動相互応援協定」を結んでいる。 ※ただし、避難場所としての対応については、協力して頂ける方向で検討いただいている段階である。
富岡3丁目第1の地区	常福寺へ（協力頂ける）
【小會木地区】	
小會木3丁目の地区	小會木市民センターへ
【黒沢地区】	
黒沢1丁目第1の地区	黒沢1丁目第2自治会館へ
黒沢2丁目第2の地区	黒沢2丁目第1自治会館へ
黒沢3丁目第2の地区	黒沢3丁目第1自治会館へ

(5) 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。また、避難所の運営は、自治会役員、地元の各種団体等が連携して行う。

3 感染症対策

新型コロナウイルス感染症拡大により、(自主)避難場所・避難所においても感染症の感染予防を踏まえた対応を取り入れるため、感染症流行時期は、次の対応をとるよう留意する。

(1) 避難所等の開設場所

感染予防のための間隔(ソーシャルディスタンス)をとる必要があるため、避難者一人当たりのスペースが増えることから、発災時に次の対応を検討し、避難施設内が過密になることを避ける。

ア 可能な限り多くの(自主)避難場所・避難所を開設する

イ 避難施設の更なる活用

施設管理者協力のもと、避難施設の使用範囲の拡大を図る。

ウ 安全な場所での車中避難を推奨する。

車中避難場所としては、公共施設や災害協定締結先等の駐車場の開放を検討する。

(2) 避難所等の運営

有症者と無症者エリアのゾーニング(区分け)と避難者のトリアージやマスクの着用と手指の手洗い消毒等による感染症予防の徹底を基本とし、避難所等において次の感染症対策を行う。

ア 避難者の健康状態の確認

避難者の受付時に健康状態を確認し、有症者(疑いがある場合も含む)については、無症者と別室へ案内し隔離する。

イ 有症者用スペースの確保

有症者用スペースを確保し、有症者の滞在範囲をゾーニングする。

ウ 感染症対策の周知

避難者、避難所運営者ともに、頻繁に手洗いすることと、咳エチケット等の基本的な感染症対策の周知を徹底する。